

洞 爺 湖 町 議 会 令 和 4 年 1 2 月 会 議
議 案 説 明 資 料

藤 川 知 子 氏 経 歴

住 所 虻田郡洞爺湖町洞爺町 2 2 3 番地 1

氏 名 ふじ かわ とも こ
藤 川 知 子

生年月日 昭和 3 0 年 9 月 2 6 日生 (6 7 歳)

学 歴 昭和 5 1 年 3 月 苫小牧駒澤短期大学食物栄養科卒業

職 歴 昭和 5 2 年 1 月 北海道教育委員会奉職(栄養職員)
洞爺村学校給食センター勤務
平成 1 8 年 3 月 洞爺湖町学校給食センター勤務
平成 1 9 年 4 月 洞爺湖町立とうや小学校 (栄養教諭)
平成 2 8 年 3 月 定年退職

洞爺湖町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 案	現 行
（期末手当） 第6条 （略） 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在において、議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の225</u>を乗じて得た額に、洞爺湖町職員の給与に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第36号。以下「給与条例」という。）第21条第2項に規定する在職期間の区分に応じた割合を乗じて得た額とする。	（期末手当） 第6条 （略） 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在において、議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の215</u>を乗じて得た額に、洞爺湖町職員の給与に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第36号。以下「給与条例」という。）第21条第2項に規定する在職期間の区分に応じた割合を乗じて得た額とする。

洞爺湖町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表（第2条関係）

改 正 案	現 行
（期末手当） 第6条 （略） 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在において、議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の220</u>を乗じて得た額に、洞爺湖町職員の給与に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第36号。以下「給与条例」という。）第21条第2項に規定する在職期間の区分に応じた割合を乗じて得た額とする。	（期末手当） 第6条 （略） 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在において、議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の225</u>を乗じて得た額に、洞爺湖町職員の給与に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第36号。以下「給与条例」という。）第21条第2項に規定する在職期間の区分に応じた割合を乗じて得た額とする。

洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 案	現 行
（期末手当） 第4条 略 2 前項の期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退任した者にあつては、退任した日現在）において特別職が受けるべき給料の月額及び給料の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の225</u>を乗じて得た額に、洞爺湖町職員の給与に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第36号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により在職期間の区分に応じた割合を乗じて得た額とする。	（期末手当） 第4条 略 2 前項の期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退任した者にあつては、退任した日現在）において特別職が受けるべき給料の月額及び給料の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の215</u>を乗じて得た額に、洞爺湖町職員の給与に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第36号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により在職期間の区分に応じた割合を乗じて得た額とする。

洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例新旧対照表（第2条関係）

改 正 案	現 行
（期末手当） 第4条 略 2 前項の期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退任した者にあつては、退任した日現在）において特別職が受けるべき給料の月額及び給料の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の220</u>を乗じて得た額に、洞爺湖町職員の給与に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第36号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により在職期間の区分に応じた割合を乗じて得た額とする。	（期末手当） 第4条 略 2 前項の期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退任した者にあつては、退任した日現在）において特別職が受けるべき給料の月額及び給料の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の225</u>を乗じて得た額に、洞爺湖町職員の給与に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第36号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により在職期間の区分に応じた割合を乗じて得た額とする。

洞爺湖町職員の給与に関する条例新旧対照表（第1条）

改 正 案	現 行
（勤勉手当） 第24条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 第1項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105</u>を乗じて得た額の総額 (2) 第1項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の50</u>を乗じて得た額の総額 3～5 略	（勤勉手当） 第24条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 第1項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の95</u>を乗じて得た額の総額 (2) 第1項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の45</u>を乗じて得た額の総額 3～5 略

洞爺湖町職員の給与に関する条例新旧対照表（第2条）

改 正 案	現 行
（勤勉手当） 第24条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 第1項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の100</u>を乗じて得た額の総額 (2) 第1項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の47.5</u>を乗じて得た額の総額 3～5 略	（勤勉手当） 第24条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 第1項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105</u>を乗じて得た額の総額 (2) 第1項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の50</u>を乗じて得た額の総額 3～5 略

洞爺湖町会計年度任用職員の給与等に関する条例新旧対照表（第2条）

改 正 案	現 行
（給料決定の基準） 第5条 略 2及び3 略 4 パートタイム会計年度任用職員のうち給料に相当する報酬を日額で定める者に支給する給料に相当する報酬の額は、適用される給料表の額を<u>2 1</u>で除して得た額に、町長が別に定める勤務時間数を7．7 5で除して得た数を乗じて得た額とする。 5 パートタイム会計年度任用職員のうち給料に相当する報酬を時間額で定める者に支給する給料に相当する報酬の額は、適用される給料表の額を<u>1 6 2． 7 5</u>で除して得た額とする。	（給料決定の基準） 第5条 略 2及び3 略 4 パートタイム会計年度任用職員のうち給料に相当する報酬を日額で定める者に支給する給料に相当する報酬の額は、適用される給料表の額を<u>2 2</u>で除して得た額に、町長が別に定める勤務時間数を7．7 5で除して得た数を乗じて得た額とする。 5 パートタイム会計年度任用職員のうち給料に相当する報酬を時間額で定める者に支給する給料に相当する報酬の額は、適用される給料表の額を<u>1 7 0． 5</u>で除して得た額とする。

洞爺湖町議会議員及び洞爺湖町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
(選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続) 第4条 町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。 (1) 略 (2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額 ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入契約（以下「自動車借入契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が<u>16,100円</u>を超える場合には、<u>16,100円</u>）の合計金額 イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙	(選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続) 第4条 町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。 (1) 略 (2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額 ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入契約（以下「自動車借入契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が<u>15,800円</u>を超える場合には、<u>15,800円</u>）の合計金額 イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙

運動用自動車を含む。)が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,700円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)

ウ 略

(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)

第8条 町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が7円73銭を超える場合には、7円73銭)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、法第142条第1項第7号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。)を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

運動用自動車を含む。)が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,560円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)

ウ 略

(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)

第8条 町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が7円51銭を超える場合には、7円51銭)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、法第142条第1項第7号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。)を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)

第11条 町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、541円31銭に当該選挙におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に70,000円を加えた金額を当該選挙におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。）を超える場合には、当該除して得た金額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)

第11条 町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、525円6銭に当該選挙におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に70,000円を加えた金額を当該選挙におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。）を超える場合には、当該除して得た金額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

洞爺湖町洞爺いこいの家条例新旧対照表

改 正 案	現 行																		
別表（第 9 条関係） 利用料金 1 入館料 （1）入館料	別表（第 9 条関係） 利用料金 1 入館料 （1）入館料																		
<table><tr><th>区分</th><th>利用料金</th><th>摘要</th></tr><tr><td>大人</td><td><u>4 8 0 円</u></td><td>中学生以上</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr></table>	区分	利用料金	摘要	大人	<u>4 8 0 円</u>	中学生以上	略	略	略	<table><tr><th>区分</th><th>利用料金</th><th>摘要</th></tr><tr><td>大人</td><td><u>4 5 0 円</u></td><td>中学生以上</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr></table>	区分	利用料金	摘要	大人	<u>4 5 0 円</u>	中学生以上	略	略	略
区分	利用料金	摘要																	
大人	<u>4 8 0 円</u>	中学生以上																	
略	略	略																	
区分	利用料金	摘要																	
大人	<u>4 5 0 円</u>	中学生以上																	
略	略	略																	
注 略 （2）回数券	注 略 （2）回数券																		
<table><tr><th>区分</th><th>利用料金</th><th>摘要</th></tr><tr><td>大人</td><td><u>4, 8 0 0 円</u></td><td>中学生以上</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr></table>	区分	利用料金	摘要	大人	<u>4, 8 0 0 円</u>	中学生以上	略	略	略	<table><tr><th>区分</th><th>利用料金</th><th>摘要</th></tr><tr><td>大人</td><td><u>4, 5 0 0 円</u></td><td>中学生以上</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr></table>	区分	利用料金	摘要	大人	<u>4, 5 0 0 円</u>	中学生以上	略	略	略
区分	利用料金	摘要																	
大人	<u>4, 8 0 0 円</u>	中学生以上																	
略	略	略																	
区分	利用料金	摘要																	
大人	<u>4, 5 0 0 円</u>	中学生以上																	
略	略	略																	
注 1 略	注 1 略																		
2 略	2 略																		

洞爺湖町一般入浴事業に関する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
(入浴券の購入等) 第5条 略 2 入浴券は回数券とし、入浴券の種類及び入浴券の料金（以下「入浴料」という。）は、次のとおりとする。 (1) 大人（中学生以上） 10回券1綴り <u>4,800円</u> (2)及び(3) 略 3 略	(入浴券の購入等) 第5条 略 2 入浴券は回数券とし、入浴券の種類及び入浴券の料金（以下「入浴料」という。）は、次のとおりとする。 (1) 大人（中学生以上） 10回券1綴り <u>4,500円</u> (2)及び(3) 略 3 略

洞爺湖町高齢者入浴助成事業に関する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
(利用者に対する助成) 第5条 町は、入浴施設を利用する高齢者（以下「利用者」という。）の入浴料<u>420円</u>に対して、<u>270円</u>を助成するものとする。 2 略 (入浴施設への支払) 第6条 町は、入浴施設に対し、1回当たり<u>420円</u>の入浴料を支払うものとする。	(利用者に対する助成) 第5条 町は、入浴施設を利用する高齢者（以下「利用者」という。）の入浴料<u>390円</u>に対して、<u>240円</u>を助成するものとする。 2 略 (入浴施設への支払) 第6条 町は、入浴施設に対し、1回当たり<u>390円</u>の入浴料を支払うものとする。

洞爺湖町乳幼児等医療費助成に関する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
洞爺湖町<u>子ども</u>医療費助成に関する条例 (目的) 第1条 この条例は、<u>子ども</u>医療費の一部をその保護者に助成することにより、家庭における医療費の負担を軽減するとともに、疾病の早期診断と早期治療を促進し、もって<u>子ども</u>の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。 (用語の定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 「<u>子ども</u>」とは、<u>満18歳</u>に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者をいう。 (2) 「保護者」とは、<u>子ども</u>の親権を行う者、後見人その他の者で現に<u>子ども</u>を<u>監護</u>する者をいう。 2～5 略 (受給資格者) 第3条 この条例に定める受給の対象となる者（以下「受給資格者」と	洞爺湖町<u>乳幼児等</u>医療費助成に関する条例 (目的) 第1条 この条例は、<u>乳幼児等</u>医療費の一部をその保護者に助成することにより、家庭における医療費の負担を軽減するとともに、疾病の早期診断と早期治療を促進し、もって<u>乳幼児等</u>の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。 (用語の定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 「<u>乳幼児等</u>」とは、<u>満15歳</u>に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者をいう。 (2) 「保護者」とは、<u>乳幼児等</u>の親権を行う者、後見人その他の者で現に<u>乳幼児等</u>を<u>養育</u>する者をいう。 2～5 略 (受給資格者) 第3条 この条例に定める受給の対象となる者（以下「受給資格者」と

いう。)は、医療保険各法の規定による被保険者若しくは被扶養者であり、かつ洞爺湖町の区域内に住所を有する世帯に属する子ども又は国民健康保険法第116条の2の規定により洞爺湖町の区域内に住所を有するとみなされた子どもとする。ただし、次の各号に該当するものは除くものとする。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている子ども
- (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号に規定する措置により、小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童福祉施設に入所している子ども
- (3) 国民健康保険法第116条の2の規定により洞爺湖町以外の区域内に住所を有するとみなされた子ども

(助成の範囲)

第5条 町長は、医療保険各法による被保険者及び被扶養者であつて、洞爺湖町の区域に住所を有する世帯(生活保護法による被保護世帯を除く。)に属する子どもに係る医療費から受給者が負担すべき食事療養標準負担額及び付加給付される額を控除して得た額(以下「助成額」という。)を保護者に対して助成する。

いう。)は、医療保険各法の規定による被保険者若しくは被扶養者であり、かつ洞爺湖町の区域内に住所を有する世帯に属する乳幼児等又は国民健康保険法第1116条の2の規定により洞爺湖町の区域内に住所を有するとみなされた乳幼児等とする。ただし、次の各号に該当するものは除くものとする。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている乳幼児等
- (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号に規定する措置により、小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童福祉施設に入所している乳幼児等
- (3) 国民健康保険法第116条の2の規定により洞爺湖町以外の区域内に住所を有するとみなされた乳幼児等

(助成の範囲)

第5条 町長は、医療保険各法による被保険者及び被扶養者であつて、洞爺湖町の区域に住所を有する世帯(生活保護法による被保護世帯を除く。)に属する乳幼児等に係る医療費から受給者が負担すべき食事療養標準負担額及び付加給付される額を控除して得た額(以下「助成額」という。)を保護者に対して助成する。

洞爺湖町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
洞爺湖町重度心身<u>障がい</u>者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例 (目的) 第1条 この条例は、重度心身<u>障がい</u>者並びにひとり親家庭等の母又は父及び児童に対し、医療費の一部を助成することによって保健の向上に資するとともに福祉の増進を図ることを目的とする。 (定義) 第2条 この条例において「重度心身<u>障がい</u>者」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。 (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者身障手帳(以下「身障手帳」という。)の交付を受けた者(以下「身体<u>障がい</u>者」という。)であって、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に掲げる1級、2級及び3級(心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の<u>障がい</u>に限る。)に該当する者 (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条第<u>1項</u>に規定する児童相談所(以下「児童相談所」という。)、知的障害者福祉法(昭	洞爺湖町重度心身<u>障害者</u>及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例 (目的) 第1条 この条例は、重度心身<u>障害者</u>並びにひとり親家庭等の母又は父及び児童に対し、医療費の一部を助成することによって保健の向上に資するとともに福祉の増進を図ることを目的とする。 (定義) 第2条 この条例において「重度心身<u>障害者</u>」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。 (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者身障手帳(以下「身障手帳」という。)の交付を受けた者(以下「身体<u>障害者</u>」という。)であって、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に掲げる1級、2級及び3級(心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の<u>障害</u>に限る。)に該当する者 (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条に規定する児童相談所(以下「児童相談所」という。)、知的障害者福祉法(昭和3

和 3 5 年法律第 3 7 号) 第 1 2 条第 1 項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 2 3 号。以下「精神保健福祉法」という。）第 6 条第 1 項に規定する精神保健福祉センター又は精神科を標ぼうする医療機関の医師において重度の知的障がい（知能指数がおおむね 3 5 以下又は肢体不自由、盲、ろうあ等の障がいを有する者については知能指数がおおむね 5 0 以下であって、日常生活において介護を必要とする者）と判定され、又は診断された者 (3) 精神保健福祉法第 4 5 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳（以下「精神保健手帳」という。）の交付を受けた者（以下「精神障がい者」という。）であって、精神保健福祉法施行令（昭和 2 5 年政令第 1 5 5 号）第 6 条第 3 項に掲げる 1 級に該当する者 2 この条例において「ひとり親家庭等の母又は父及び児童」の「母」、「父」及び「児童」とは、次の各号に該当する者をいう。 (1) 「母」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 3 9 年法律第 1 2 9 号）第 6 条第 1 項に規定する配偶者のない女子であって、生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）による保護を受けていない者のうち、次のいずれかに該当する者であること。 ア 1 8 歳に達した日の属する年度の末日までの間にある者を扶養又は監護している者 イ 略 (2) 略 (3) 「児童」とは、次のいずれかに該当する者であること。	5 年法律第 3 7 号) 第 1 2 条に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 2 3 号。以下「精神保健福祉法」という。）第 6 条第 1 項に規定する精神保健福祉センター又は精神科を標ぼうする医療機関の医師において重度の知的障害（知能指数がおおむね 3 5 以下又は肢体不自由、盲、ろうあ等の障害を有する者については知能指数がおおむね 5 0 以下であって、日常生活において介護を必要とする者）と判定され、又は診断された者 (3) 精神保健福祉法第 4 5 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳（以下「精神保健手帳」という。）の交付を受けた者（以下「精神障害者」という。）であって、精神保健福祉法施行令（昭和 2 5 年政令第 1 5 5 号）第 6 条第 3 項に掲げる 1 級に該当する者 2 この条例において「ひとり親家庭等の母又は父及び児童」の「母」、「父」及び「児童」とは、次の各号に該当する者をいう。 (1) 「母」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 3 9 年法律第 1 2 9 号）第 6 条第 1 項に規定する配偶者のない女子であって、生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）による保護を受けていない者のうち、次のいずれかに該当する者であること。 ア 1 8 歳に達した日の属する年度の末日までの間にある者を扶養又は養育している者 イ 略 (2) 略 (3) 「児童」とは、次のいずれかに該当する者であること。
---	---

ア ひとり親家庭の母又は父に現に扶養され、若しくは監護され、又は両親の死亡、行方不明等により他の家庭で現に扶養されている１８歳に達した日の属する年度の末日までの間にある者（引き続いて特別支援学校の高等部（専攻科を除く。）に在学する者にあつては在学する期間を含む。）

イ 略

３～９ 略

（助成の対象）

第３条 町長は、洞爺湖町の区域内に住所を有する者若しくは国民健康保険法第１１６条の２の規定により洞爺湖町の区域内に住所を有するとみなされた者（以下「国保住所地特例者」という。）又は高確法第５５条の規定により洞爺湖町の区域内に住所を有していたと認められて後期高齢者医療の被保険者とされた者若しくは国保住所地特例者であつたが高確法第５５条の２の規定により後期高齢者医療の被保険者とされた者で、医療保険各法による被保険者若しくは組合員又は被扶養者である重度心身障がい者並びにひとり親家庭の母又は父及び児童であつて、次の各号のいずれにも該当しない者に対し、当該重度心身障がい者並びにひとり親家庭の母又は父及び児童に係る疾病及び負傷の医療に関する経費（重度心身障がい者のうち精神障がい者にあつては、入院に係るものを除き、ひとり親家庭等の母又は父にあつては、入院及び指定訪問看護に係るものに限る。）について助成する。

（１）及び（２） 略

ア ひとり親家庭の母又は父に現に扶養され、若しくは養育され、又は両親の死亡、行方不明等により他の家庭で現に扶養されている１８歳に達した日の属する年度の末日までの間にある者（引き続いて特別支援学校の高等部（専攻科を除く。）に在学する者にあつては在学する期間を含む。）

イ 略

３～９ 略

（助成の対象）

第３条 町長は、洞爺湖町の区域内に住所を有する者若しくは国民健康保険法第１１６条の２の規定により洞爺湖町の区域内に住所を有するとみなされた者（以下「国保住所地特例者」という。）又は高確法第５５条の規定により洞爺湖町の区域内に住所を有していたと認められて後期高齢者医療の被保険者とされた者若しくは国保住所地特例者であつたが高確法第５５条の２の規定により後期高齢者医療の被保険者とされた者で、医療保険各法による被保険者若しくは組合員又は被扶養者である重度心身障害者並びにひとり親家庭の母又は父及び児童であつて、次の各号のいずれにも該当しない者に対し、当該重度心身障害者並びにひとり親家庭の母又は父及び児童に係る疾病及び負傷の医療に関する経費（重度心身障害者のうち精神障害者にあつては、入院に係るものを除き、ひとり親家庭等の母又は父にあつては、入院及び指定訪問看護に係るものに限る。）について助成する。

（１）及び（２） 略

(3) 重度心身障がい者で、次のいずれかに該当する者 ア 所得の額が、洞爺湖町重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則（平成１８年洞爺湖町規則第５１号。以下「規則」という。）で定める額以上であること。 イ 重度心身障がい者の生計を主として維持する配偶者又は民法（明治２９年法律第８９号）第８７７条第１項に定める扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）の所得の額が、規則で定める額以上であること。 ウ及びエ 略 (4) ひとり親家庭等の母又は父及び児童で、次のいずれかに該当する者 ア～エ 略 (5) 略 (助成の額) 第４条 医療に関する経費の助成の額は、医療費から受給者が負担すべき一部負担金及び基本利用料並びに食事療養標準負担額、生活療養標準負担額及び付加給付の額を控除して得た額とする。ただし、<u>満１８歳までの者</u>にあっては、一部負担金及び基本利用料は控除しないものとする。 ２ 略	(3) 重度心身障害者で、次のいずれかに該当する者<u>（満１５歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の３月３１日までの者（以下「満１５歳までの者」という。）は、除く。）</u> ア 所得の額が、洞爺湖町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則（平成１８年洞爺湖町規則第５１号。以下「規則」という。）で定める額以上であること。 イ 重度心身障害者の生計を主として維持する配偶者又は民法（明治２９年法律第８９号）第８７７条第１項に定める扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）の所得の額が、規則で定める額以上であること。 ウ及びエ 略 (4) ひとり親家庭等の母又は父及び児童で、次のいずれかに該当する者<u>（満１５歳までの者は、除く。）</u> ア～エ 略 (5) 略 (助成の額) 第４条 医療に関する経費の助成の額は、医療費から受給者が負担すべき一部負担金及び基本利用料並びに食事療養標準負担額、生活療養標準負担額及び付加給付の額を控除して得た額とする。ただし、<u>満１５歳までの者</u>にあっては、一部負担金及び基本利用料は控除しないものとする。 ２ 略
--	---

洞爺湖町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
(利用者負担額) 第3条 法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号又は第30条第2項各号及び法附則第9条第1項各号に規定する政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して町が定める利用者負担額は、<u>零</u>とする。 2 法附則第6条第4項に規定する家計に与える影響を考慮して特定保育所における保育に係る保育認定子どもの年齢等に応じて定める額は、<u>零</u>とする。 (委任) <u>第4条</u> 略	(利用者負担額) 第3条 法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号又は第30条第2項各号及び法附則第9条第1項各号に規定する政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して町が定める利用者負担額は、<u>当該政令で定める額を限度として規則で定める額</u>とする。 2 法附則第6条第4項に規定する家計に与える影響を考慮して特定保育所における保育に係る保育認定子どもの年齢等に応じて定める額は、<u>規則で定める</u>。 <u>(利用者負担額の徴収)</u> <u>第4条</u> 略 <u>(利用者負担額の減免)</u> <u>第5条</u> 略 (委任) <u>第6条</u> 略

指定管理者議案説明資料

施設の名称	洞爺湖町月浦運動公園
施設の所在地	虻田郡洞爺湖町月浦 4 4 番地 4 2
選 定 方 法	洞爺湖町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例 第 3 条第 1 項(公募による選定)

1. 施設の概要

設 置 条 例	洞爺湖町月浦運動公園条例
設 置 目 的	町民にスポーツに楽しむ場所を提供するとともに、スポーツを通じた人々の交流を促進し、もって町民の心身の健全な発達及び観光振興を図る。
施設の事業内容	1. 月浦運動公園の利用の許可に関する業務 2. 月浦運動公園の施設等及び附属設備の維持管理に関する業務 3. 月浦運動公園及び附帯設備の利用に係る料金の収受に関する業務 4. その他、条例の目的を達成するために必要な業務
現在の管理者	特定非営利活動法人洞爺にぎわいネットワーク
管 理 運 営 費	5,350,000 円

2. 指定管理者として指定する団体の概要

名 称	特定非営利活動法人洞爺にぎわいネットワーク
所 在 地	北海道虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉 1 3 3 番地 7
代 表 者 名	理事長 福 井 政 吉
設 立 年 月 日	平成 1 4 年 5 月 2 4 日
設 立 目 的	洞爺湖町及び周辺地域に対して住民ネットワークによるまちづくり、ホスピタリティー運動の推進など地域住民が主体となって、地域活性化に関する事業を行い、まちづくりに寄与することを目的とする。目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。 (1) まちづくりの推進を図る活動 (2) 文化、芸術又は、スポーツの振興を図る活動 (3) 環境の保全を図る活動 (4) 子供の健全育成を図る活動 (5) その他必要な事業
資 本 金	資産総額 1,814,862 円
職 員 数	正職員 2 人 臨時職員 8 人
事 業 概 要	1. 西山・金比羅火口散策路管理業務 2. 花装飾メンテナンス業務 3. ワンストップサポート事業 4. サミット記念館(ジオパーク資料館)管理業務 5. 火山市民ネット交流事業 6. 足湯清掃業務
決 算	令和 3 年度収支 (1) 収入 25,585,768 円(当期収入 14,543,121 円、前期繰越金 11,042,647 円) (2) 支出 13,669,440 円 (3) 差引 11,916,328 円(預金：伊達信用金庫洞爺温泉支店)

3. 指定期間

令和5年4月1日 から 令和10年3月31日 まで

4. 事業計画

項 目	事 業 内 容
施設の管理運営	洞爺湖町月浦運動公園条例並びに指定管理者業務仕様内容に沿って、多くの利用促進に努め、日頃から保守点検、補修及び清掃等を行い最良の状態を維持し、快適に利用できるよう努める。
効率的な運営	洞爺にぎわいネットワークの事務所を窓口し、スポーツ団体・観光団体と連携し、ワンストップサポート事業の実績や経験を運営に反映させる。
苦 情 処 理	苦情の原因を的確に捉え対応し、職員間での情報共有化を図る等再発防止に努める。また、隣接の洞爺湖温泉小学校の学校運営を優先し、生徒の安全対策等を事前に学校と話し合い協同で取り組む。
緊急時の対応	業務従事者は、救命士講習を受講するほか、救急箱やAED等を整備し、応急措置、町への報告、消防・医療機関への通報を迅速及び的確に行う。
事故防止の取組み	施設の利用者及び入場者には、事前の注意喚起を図り指導するとともに、万一が事故が発生した際は、緊急時対応を迅速に行う。
個人情報保護	情報保管には細心の注意を払うほか、業務従事者への指導に努める。
達 成 目 標	洞爺湖温泉の利点を最大限に活かし、コンサドーレ札幌と協同でプロ、アマを問わない新たなスポーツ観光並びに人材育成のモデルケースを作り上げる。
広 報 宣 伝	観光協会や旅館組合等と協力した誘致活動等を積極的に展開し、ホームページでの情報発信及び利用者側に立った申請のしやすさの追求、コンサドーレ札幌や今まで交流をもっているサッカーチームや学校などと一緒に事業開催を取り組み、洞爺湖の良さをアピールできる様々な企画・イベントをしていく。
地域への貢献	少子化に伴い、団体スポーツが出来なくなって活動がままならない子供達にもプロとの交流の場を設ける等、夢を持って可能性を実感してもらえる活動をしていく。
そ の 他	指定管理者業務仕様書を遵守し、適切な管理運営業務を遂行する。

5. 収支計画

(単位：千円)

項 目	金 額(消費税及び地方消費税を含む。)					
	5 年 度	6 年 度	7 年 度	8 年 度	9 年 度	合 計
収 入	5,350	5,350	5,350	5,350	5,350	26,750
指定管理料	4,300	4,300	4,300	4,300	4,300	21,500
利 用 料 金	1,050	1,050	1,050	1,050	1,050	5,250
その他収入	0	0	0	0	0	0
支 出	5,350	5,350	5,350	5,350	5,350	26,750

※指定管理料の合計額が、債務負担行為設定額となる。